

入院勧告

とは、保健所が感染症法に基づいて入院を勧めることです。

- ・保健所が入院勧告を行う時は、人権尊重の観点から、患者様または保護者の方にご理解いただくよう説明を行います。
- ・入院後72時間を超え、なお入院が必要な場合は、30日以内の期間を定めて入院が延長されます。
(※病状により必要な場合は、更に延長されます。)
- ・入院について不服等ご意見がある場合は、保健所職員がお聞きします。
- ・入院勧告に従わない場合は、保健所が入院措置を行うことがあります。

感染症法第19条・20条・26条

医療費

は、公費負担となります。

- ・入院勧告（入院措置）に基づいた医療費は、公費負担されます。ただし、世帯の年間所得税額が147万を超える方は、月額2万円を限度に自己負担が生じます。
- ・公費負担を受けるには、「公費負担申請書」をご提出ください。

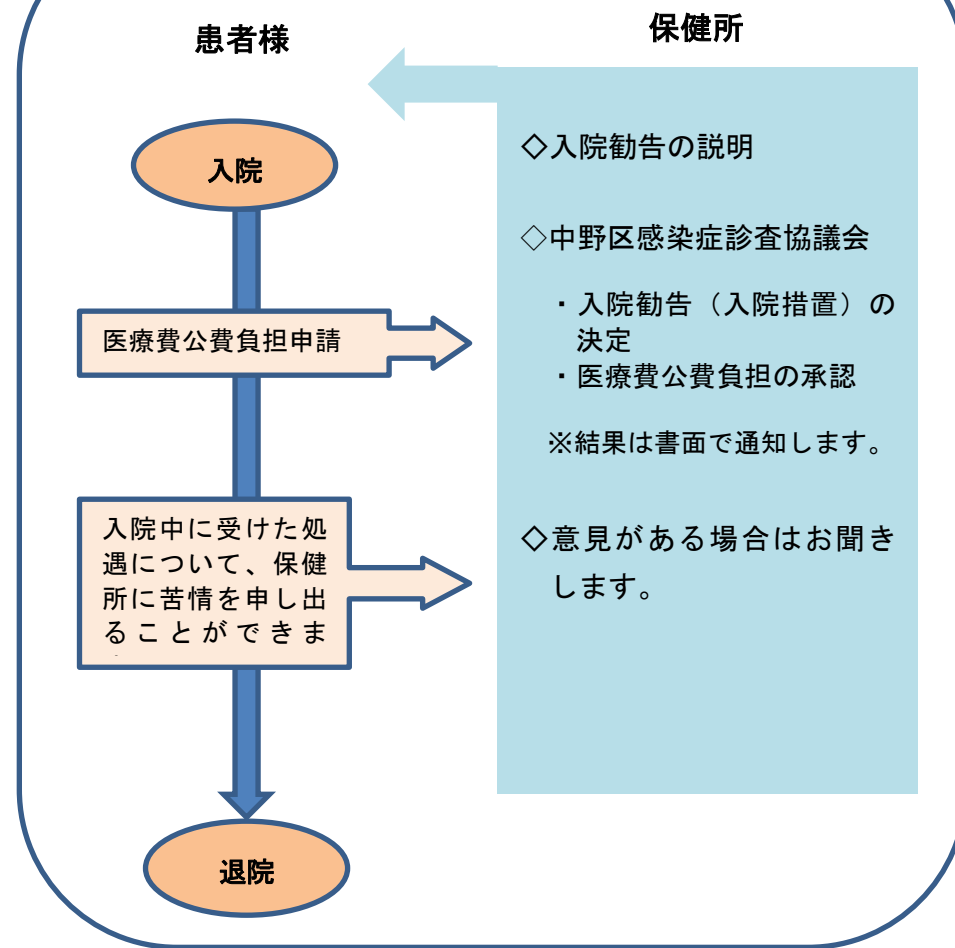
感染症法第37条

苦情の申し出について

- ・入院中に受けた処遇について不服等がある場合は、文書または口頭で保健所に苦情を申し出ることができます。
- ・保健所は苦情を受けた時、これに対し誠実に処理し、その結果をお知らせします。

感染症法第24条の2・26条

入院から退院まで



保健所がお聞きした内容につきましては、目的以外に使用したり、ご本人の承諾なしに関係者に伝えることはありません。

ご協力よろしくお願いいたします。

保健所は、あなたの療養を 支援します。

結核は、きちんと治療すれば治る病気です。

しかし、治療期間が長いことから、治療を中断しやすい病気です。

薬をやめてしまったり、不規則な内服をしてしまうと症状が悪化したり、薬が効かなくなることもあります。確実に服薬を続けましょう。

保健所は病気の回復に向けてのお手伝いをします。

お薬や治療のこと、医療費や仕事等、あなたやご家族だけでは解決が難しい問題が出てくることもあります。

どうぞお気軽にご相談ください。

中野区保健所 結核予防担当
保健師（ ）

〒164-0001 中野区中野2-17-4

TEL 03-3382-6577

FAX 03-3382-7765

結核の 感染症法に基づく

入院制度について

【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律】

結核は、感染症法の対象となる疾患「二類感染症」にあたり、診断した医師は直ちに保健所に届出ることが定められています。

※他の人に感染させるおそれがある場合には、法律に基づいて、保健所が入院勧告を行います。

このリーフレットは、あなたの今回の入院についての制度の概略が書かれていますので、ぜひお読みください。

中野区保健所